

袋井市教育委員会 会議録（要旨）

会議名	令和4年12月 袋井市教育委員会 定例会
招集日時	令和4年12月27日(火)午後1時30分
会議時間	午後1時30分から午後3時05分まで（1時間35分）
場所	教育会館 3階 ICT研修室
出席者	鈴木一吉 教育長 鈴木万里子 委員 大谷純應 委員 瀬川香織 委員 溝口知秀 委員 (計：5人)
欠席者	無し
傍聴者	無し
当局出席者	城内 優 教育部長 山本裕祥 教育監 石黒克明 教育企画課長 小鷹義晴 おいしい給食課主幹 杉山明子 すこやか子ども課長 加藤邦夫 育ちの森所長 神田明治 学校教育課長 大庭尚文 生涯学習課長 内野江梨子 袋井図書館長 山本 浩 教育企画課長補佐 (計：10人) (合計：15人)
会議に付した 事 件	別紙「令和4年12月 袋井市教育委員会定例会 議事日程」の とおり

令和4年12月 袋井市教育委員会定例会 日程
会 議 日 程

日程第1 開 会

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 会議録の承認

日程第4 教育長報告

日程第5 教育部月例事業報告

日程第6 議 事（会議に付すべき事件）

（1）議決事項

議第14号 袋井市教育委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定
について

議第15号 袋井市教育委員会職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に
関する規則の制定について

議第16号 袋井市立小中学校処務規程の一部改正について

（2）協議事項

協第15号 （仮称）袋井市こども交流館あそびの杜整備による浅羽支所周辺地
域のにぎわいづくりに関する基本構想（案）て

（3）報告事項

報第120号 第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し及び幼児教
育保育のあり方について

報第121号 文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上
の諸課題に関する調査」袋井市の状況について

報第122号 大学との連携による市民文化活動推進事業の実施結果について

報第123号 文化財保存活用地域計画の認定について

報第124号 令和4年度青空図書館の開催結果について

報第125号 市税等収納強化月間の取組結果について

報第126号 袋井市立認定こども園歯科医の解嘱又は委嘱について

報第127号 寄附品の受納について

報第128号 保育園等における不適切保育の未然防止について

日程第7 その他

（1）連絡事項

ア 第19回袋井市子ども読書活動推進講演会

（2）次回定例会等の予定について

令和4年度 第2回総合教育会議

令和5年1月19日（木） 午後1時30分 教育会館3階 ICT研修室
テーマ「袋井市の共生共育について」

1月教育委員会定例会

令和5年1月31日（火） 午後1時30分 教育会館3階 ICT研修室

日程第8 閉 会

1 開会

●教育長

2 会議録署名委員の指名

●教育長

大谷委員と 溝口委員 を指名

3 会議録の承認

●教育長

4 教育長の報告

●主な報告事項

11月市議会が先週、無事終わりました。上程した議案はすべて議決されました。日程を見ていただきますと土日のイベントがだんだん復活してまいりました。コロナ禍といえども土日にイベントがあってそれに参加する機会も増えてきています。これからもコロナの感染対策を講じながらこんな感じで進んでいくのかなと感じています。

5 教育部月例事業報告

●教育企画課

- ・ 幼小接続担当校長会 (12月12日)
- ・ 統括校長会 (12月16日)

●おいしい給食課

- ・ 収穫体験 (11月15日ほか)
- ・ 視察受け入れ (千葉県八千代市) (11月17日)
- ・ 「ふくろいサラダ事業」理工科大学とコラボ (11月23日、24日)
- ・ 学校給食週間 (1月23日～27日)
- ・ 学校給食展 (1月21日～27日)

●学校教育課

- ・ 授業力向上研修会 (11月17日ほか)
- ・ 研修主任研修会 (12月19日)
- ・ 第8回中学生未来会議 (12月22日)
- ・ 定例校長会 (1月11日)
- ・ 被爆体験伝承者講話 (1月20日、27日)

●すこやか子ども課

- ・ 第2回袋井市子ども・子育て会議 (11月14日)
- ・ 第3回放課後児童クラブ支援員等研修会 (12月6日)
- ・ 幼児教育センター園訪問 (12月8日～23日)
- ・ 幼児教育センター事業視察 (11月11日ほか)

●育ちの森

- ・ 子ども支援研修会 (オンライン研修) (11月18日)

- ・職員研修会（事例研修） (11月16日ほか)
- ・静岡県児童発達支援・子どもフォーラム (1月21日)
- ・職員資質向上研修 (1月26日)

●生涯学習課

- ・第4回「袋井市はたちの集い」実行委員会 (12月13日)
- ・冬季夜間補導 (12月16日)
- ・「どまん中交流」参加者事前ガイダンス (12月17日)
- ・第1回高校生リーダー講座 (12月18日)
- ・青空図書館 (11月26日)
- ・袋井市立図書館協議会 (12月15日)
- ・出張としょかん遠鉄ホーム可睡の杜モデルハウス de おはなし会 (1月22日)

6 議事

●教育長

はじめに議決事項についてお願いします。

【議決事項】

議第14号 袋井市教育委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について

●教育企画課長

経過につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正をされ、今まで国や各自治体でそれぞれ個別に個人情報の取り扱いを規定していたものを、この法律ができることによって全国的なルールとして統合したことにより、規則を制定するものです。具体的には資料の最後のページをご覧ください。個人情報保護の8つの原則を記載していますが、原則の3つ目の目的明確化の原則についてはアンケート等を行う際には目的を明確にしなければならないとし、これらについてはこれまで市の条例の第8条でうたっていましたが、今回の改正により第69条として法律の中に規定されたものです。これまで原則について条例で規定していたものを法律で規定することになり、条例での規定が簡素化されたことから、これまでの条例を廃止し、法の施行に関して委任等された事項のみを新たに「袋井市個人情報の保護に関する法律施行条例」として制定し、個人情報保護について対応していくことになりました。この条例を受けまして、その運用を規則で規定する訳ですが、条例自体、教育委員会も適用されるものですが、教育委員会は市長部局から独立している、別の執行機関であることから別に規則を持つ必要があり、今回規則を制定するものです。2ページにその規則を記載してございます。その規則の内容につきましては、個人情報保護に関しては袋井市個人情報の保護に関する法律等施行規則の例による、ということで結果、市の規則に委任し、同じ取り扱いをすることとなります。施行日にあつては条例と同じ令和5年4月1日からとなります。

[質疑・意見]

なし

●教育長

本案は、原案のとおり議決します。

議第15号 袋井市教育委員会職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則の
制定について

●学校教育課長

今回の規則の制定につきましては、複数の規則を同じ目的で改正する場合、一括で改正するため、規則を制定するものです。改正の対象となる規則は、袋井市立学校給食センター条例施行規則、袋井市立図書館条例施行規則、袋井市月見の里学遊館条例施行規則、袋井市歴史資料館条例施行規則、袋井市メロープラザ条例施行規則の5本で、これらを一括で改正する規則を制定するものです。今回の改正は地方公務員法の改正がもとになっており、改正の内容としましては、一つは職員の定年年齢の引き上げです。来年度60歳を迎える職員から順次、段階的に65歳まで定年年齢を引き上げていきます。2つ目は、役職定年制の導入です。60歳で役職定年をして、その後、定年年齢までは部長等の決裁権のある管理職から、係長以下の役職に就くものです、3つ目として、これは2つ目と関連しますが、役職定年をして、60歳を超えて働く場合、給料月額については30%減額されます。それから4つ目ですが、定年前再任用短時間勤務職の採用ということで、今回の規則改正はこの部分の内容が関係しています。60歳を過ぎて定年まで働く職員の勤務形態として、常勤、フルタイムとは別に、いったん職員を退職した上で、短時間勤務を選択できる定年前再任用短時間勤務制度が導入されることによる改正であります。規には第1条から第5条までそれぞれ改正となる規則とその改正内容が規定されています。第1条では袋井市立学校給食センター条例施行規則について、地方公務員法の引用する条項が今回の法改正により変更となったことによるもので、第28条の5第1項から地方公務員法の改正により第22条の4第1項からの引用となるものです。以下、第2条では袋井市立図書館条例施行規則、第3条の袋井市月見の里学遊館条例施行規則、第4条の袋井市歴史資料館条例施行規則、第5条の袋井市メロープラザ条例施行規則では、もともと制度として再任用短時間勤務が規定されていましたが、先ほど申しあげました定年延長により新たに導入される定年前再任用短時間勤務に名称が変わることにより、これら規則の改正も必要となったことによるものです。施行期日は令和5年4月1日となっております。

[質疑・意見]

なし

●教育長

本案は、原案のとおり議決します。

●教育企画課長

なお、教職員にあっても同様に定年延長となります。その関係資料についてお手元にお配りしてありますのでご確認いただければと思います。段階的な定年年齢の引き上げということで、2年で1歳、段階的に引き上げられ、最終的に65歳になるものです。

議第16号 袋井市立小中学校処務規程の一部改正について

●学校教育課長

今回、主に2点の改正になります。1点目は様式の40号と53号の改正になります。具体的には、令和3年12月24日付で静岡県規則であります職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等が改正され、出生サポート休暇が新設されましたことに伴い、様式40号の改正を行うものです。これまで短期介護休暇となっていた欄を（ ）休暇と変更し、本人が取得する休暇を記入して申請する形になっています。また、休暇の番号に出生サポートが追加されます。もう1点、様式53号と53号の2の改正です。こちらは多様な性のあり方に対する理解の促進を目的とし、様式から性別表記を削除したものです。

[質疑・意見]

なし

●教育長

本案は、原案のとおり議決します。

【協議事項】

協第15号 (仮称) 袋井市こども交流館あそびの杜整備による浅羽支所周辺地域のにぎわいづくりに関する基本構想(案)

●生涯学習課長

概要版にて説明させていただきます。この事業はこれまでの取り組みに記載のとおり令和元年度に示された方針に基づき進められてきました。これまでの取り組み、これからの進め方については7月29日の教育委員会定例会にて同様の内容を説明させていただきました。これまでの取り組みを踏まえて、これからの取り組みとして、まず市として基本構想をお示しします。その基本構想に基づきまして、次の段階として基本計画を策定し、より具体的な内容を盛り込みます。具体的な内容とは、どのような機能を持たせるのか、それをどこに配置するか、そんな内容です。この計画策定にあたって市民の皆さんと意見交換しながら、ワークショップを開催し意見交換をしながら内容を固めていく、そういった作業を進めていきます。そこで具体化された内容を基本設計、実施設計として整理をして建設に入っていく、そんな流れになっています。今回はこの一番最初の段階、基本構想の内容を整理をし、確認をいただくものです。この基本構想は第1章、第2章で構成されています。第1章では支所周辺のにぎわいづくりの考え方、どうやってにぎわいを作っていくか、について、第2章ではそのにぎわいの中心的役割を果たす浅羽支所を改修した、仮称としてあそびの杜と名付けていますが、その2つについて整理しています。第1章 浅羽支所周辺のにぎわいづくりの考え方ですが、支所周辺施設の現状と課題ということで5つに整理しました。合併から10年余が経過し、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、支所から本庁舎への行政機能を移行したことで支所が手薄になっている点、浅羽支所は、建築から38年が経過、老朽化が進み大規模修繕が必要な点、支所周辺の浅羽、笠原地区は東日本大震災の発生以降、人口が減

少傾向にある点、そのようなことから支所の建物、支所周辺ににぎわいのある、活気がある機能を持たせる必要があるとのこと。また、これは市内全域がそうですが、若年女性人口と出生数は減少し、子育て世帯の人口が大きく減少している点、これは市外に転出していることが影響しているようです。その一方で子育てサービスに対する市民の重要度は高いことから、この子育て世帯が利用するような施設として、支所が活用されればということになりました。これまでの検討の経過とそこで出た意見ということですが、今年度、市議会民生文教委員会の所管事務調査が行われまして、浅羽支所周辺の施設について、どのような機能が必要か提言をいただきました。周辺施設を含めて「気軽に遊べる場」、「学ぶ場」、「交流する場」、「にぎわいの拠点の場」、子育てのあらゆる相談などに対応できる総合相談窓口、体全体を使って自由に過ごせ、体験できる施設、家族が一緒にくつろぎながら絵本を読む図書館機能、多世代が交流でき、飲食などを楽しめるラウンジ機能、が提言としていただきました。これらの提言を踏まえて基本構想を整理したところであります。ここまでを踏まえた上であらためて周辺のにぎわいをどう作っていくか、ですが、このエリアにはメロープラザや郷土資料館、近藤記念館、浅羽図書館、浅羽記念公園があるなど文教施設が軒を連ねている状況で文教ゾーンとしての位置づけをしています。これを踏まえどうにぎわいを作っていくか、ということで子どもから大人まで幅広い層が集い、様々な体験や交流が生まれる場所にするとともに、地域の方々の活躍の場として、さらなるにぎわいを創出する、現在、すでに様々な機能を持っていますのでそれを活かしていく、さらにそれぞれの機能が連携することでにぎわいと交流が生まれる場所としていこうというものです。中核となります支所に整備しますあそびの杜ですが、その基本理念として、「心ゆたかな人づくり」に寄与するとともに、にぎわいを生み出す場として整備する、とし、子どもたちはこの施設で遊びや学び、体験を通じて、感性を磨き、創造力やコミュニケーション能力などを育む機会を提供する、コンセプトとしては、遊び、学び、体験について幼少期のうちからトコトンやれる場を提供し、子どもたちはそういった経験を通じて、社会に出ていくうえで必要な力をつける機会を提供する施設を整備していきます。そういった場所には子どもも集まりますが、その親世代、おじいちゃんおばあちゃん世代にも来てもらうことでいろいろなにぎわいが生まれる、そんな場所にしたいと考えています。ではあそびの杜に具体的にどんな機能を持たせるかですが、多彩な文化との触れ合いにより、子どもたちの創造力や好奇心を育む機能、豊かな心と想像力を育む 本と触れ合える機能、保護者と子どもがリラックスできるラウンジ機能、子育てに関する不安を解消する相談機能、この5つの機能です。これらは民生文教委員会からのご意見について十分考慮した機能となっています。これらについては現時点での構想で、今後、基本計画でより具体的になっていくものであります。また施設整備にあたり施設全般に共通した考え方ですが、対象とする年齢としては体を動かせる機能及び本との触れ合える機能については、主に乳幼児から小学生を対象に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設であること、子ども・保護者の目線を重視した施設、子ども・保護者の目線を重視した施設、ゾーニングや利用者動線など、子どもや大人、そこには行政機能もあることから、それらに配慮し工夫した施設であること、です。次に文教ゾーンのにぎわいをどう創出していくかとの点ですが、あそびの杜と周辺施設との連携による利用の促進、イベントなどで

の一体的な利用、子どもたちを中心とした世代を超えた交流の創出、同笠海岸や諸井里山など市南部地域の魅力の発信を行っていきたいと考えています。現在ある機能については、行政機能として市民サービス課、市民サービス課が兼ねております有りの際の現地災害対策本部、隣にあります浅羽保健センター、2階にあります歴史文化館など、基本は機能は維持し、周辺施設に再配置します。また、あそびの杜は子育て世代が利用する施設ですので、メロプラザにあります親子交流広場と機能が重複することからそのあり方については今後検討していきます。あそびの杜の機能が決まり、重複するようなものがあれば集約することも選択肢として考えています。最後、各種団体ですが、旧の議場にありますが茶文化資料館につきましては袋井市高尾の介護保険関係事務所を移転候補地として調整しています。また支所1階にあります袋井市社会福祉協議会、シルバー人材センター、浅羽笠原まちづくり協議会生活支援ネットワークは、現状からの移転を前提に近場で再配置できるように協議を進めていきます。施設の改修ですが、支所全体と浅羽保健センターを改修し、これまで説明してきました機能を整備していきます。この整備にかかる工事費は約7.5億円を想定しています。これは他市の事例を参考に㎡単価から算出したものですが、昨今の物価高騰を踏まえながら見込み額として算出しています。この段階での工事費の算出が必要かといいますと、来年度基本計画を策定していきますが、基本計画の策定には専門の知識が必要なことから民間の方の支援をいただきながら策定していきます。その民間企業を決める際には、それぞれこういったことができるといった提案をいただく、プロポーザル方式を考えています。プロポーザルを行う上で予め事業費を示しておかないと提案にズレが生じてしまうことから現段階から事業費を示すものです。以上が基本構想になります。最後にスケジュールになります。基本構想ですが、このあと年明けの市議会に提示しまして年度内に了解をいただきます。基本構想が認められましたら基本計画の策定に入っていきます。業者選定を行い7月から策定に入っていきます。策定にあたっては様々な人から意見をいただきながらとなりますので、ワークショップ等を7月、8月から実施をしていきます。あわせて建物改修に必要な法令等への対応も行っていきます。この基本計画は令和5年度末までに策定し、事業実施に向けた具体的なものにつきましては、基本設計・実施設計の中で検討していくこととなります。順調にいきますと、令和7年度に工事に着工となりますので、現在、支所に入っている団体につきましては工事に支障がないよう、令和6年度中の移転を進めていきます。

[質疑・意見]

なし

●教育長

また、この基本構想が固まりましたら定例会にて報告させていただきます。

【報告事項】

報第120号 第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し及び幼児教育保育のあり方について

●すこやか子ども課長

中間見直しの概要ですが、本市は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年3月に策定した令和6年度までを期間とする「第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画」により、待機児童対策として保育ニーズの受け皿の整備、また各種子育て支援事業を行ってきました。本年度が計画期間の中間年となることから、社会情勢や保育需要の変化、前年度までの人口や保育ニーズの実績値を確認し、量の見込みと乖離する項目等について、中間見直しにより、所要の補正を行います。なお、この計画の策定や推進につきましては、袋井市子ども子育て会議の所管となっておりまして、11月14日の会議において承認されています。この計画の見直しにつきましては、内閣府の事務連絡によりその考え方が定められていまして、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の見直しにつきましては、それぞれ手順が示されており、実績値の把握につきましては令和3年4月1日時点の保育サービスの利用申し込み数とし、実績値と量の見込み、計画値と比較し10%以上の乖離がある場合、見直しを行うことを基本としています。新型コロナウイルス感染症の影響により実績値が下がっている場合は、コロナ前の実績値の傾向を活用することになっています。地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」の見直しでは、見直しを行う乖離幅の基準はなく、教育・保育の見直しに併せて、必要に応じて行うこととされています。教育・保育の見直しと同様に新型コロナウイルス感染症の影響を十分留意するようにされています。このような手順により見直しを行った結果、幼児期の教育・保育の見直しについては、「実績値」の把握と「量の見込み」を比較しましたが、10%以上乖離した項目がなかったことから令和5・6年度の「量の見込み」の見直しは行いません。詳細については9ページでご確認ください。次に地域子ども・子育て支援事業の見直しですが、「実績値」と計画における「量の見込み」を比較した結果、放課後児童クラブと子育て支援センター、2つの事業について見直しが必要と判断しました。放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業は令和3年度の実績値は計画値の80%と下回りました。これは利用率の伸びが見込みを下回ったことが要因と考えています。次に子育て支援センター、地域子育て支援事業については、保育所入所児童の増加やコロナ禍における利用制限等があったことにより、実績値が量の見込みを下回り、令和2年度で52%、令和3年度で42%となっています。以上2つの事業について見直しが必要と判断しました。「量の見込み」の補正及び「確保方策」の内容変更としては、放課後児童クラブにつきましては、小学校区ごとの利用申し込み量の見込みと確保数について、小学校区ごとに数値を積み上げ令和5・6年度の量の見込みと確保方策を補正後の数値に下方修正します。上が補正後で下が補正前になります。子育て支援センターにつきましては、令和3年度の実績数が4万人とコロナによる利用制限で計画値の半数以下になったことを踏まえ、令和5・6年度の量の見込みは回復傾向を見込んだ上で下方修正します。具体的には令和5年度は94,400人から48,800人に、令和6年度については93,600人から50,300人に下方修正するものです。確保方策につきましては、子育て支援センターを1個所増やし、7個所から8個所とします。理由としては子育て支援センターは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、混雑しないように利用制限を設けており、従来通り利用できない状況が続いています。利用したい人の利用機会を増やすため、分散させるため、受け皿を増やす必要があると判断しました。設置個所

につきましては、子育て支援センターがない地域、浅羽南地域を想定しています。ここまでの第2期袋井市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの概要になります。この見直しの内容につきましては、本編の中間改訂版に記載しています。次は幼児教育・保育のあり方について、でございます。はじめに袋井市就学前の子どもの教育・保育のあり方に関する基本方針については、別紙2をご覧ください。この方針では、公立幼稚園の適正規模、適正配置、施設の運営、幼保一元化を示しており、学識経験者や幼稚園・保育園等の代表者、市民の方からご意見を聴き、平成30年3月に策定したもので、期間は平成30年度から令和9年度までの10年間となっています。ソフト面におきましては、これからのあり方として教育・保育の質の向上と公立幼稚園の役割、教育保育施設の運営について定めています。ハード面では、公立幼稚園の適正規模として、1学級に遊びの最小単位が3つから5つ程度できること、3歳児で20人程度、4歳児が30人程度、5歳児が30人程度に設定すること、また1学級の最低人数は10人を下回ることがないようにすること、それが困難になった場合は幼児にとって望ましい教育・保育の環境を整えるため、再編整備が必要である、としています。ここでは児童の年齢による1学級の子どもの数を規定しています。次に現状と課題ですが、人口につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響で令和2年度以降の出生数は大きく減少しています。0歳から5歳までの子どもの数につきましては、宅地開発等で増える地域もありますが、グラフのとおり、減少傾向が続きます。令和11年度では令和4年度と比較し、300人以上減少すると予想しています。各地域における教育・保育ニーズの状況に注視し、それに合わせた確保方策が必要と考えています。笠原小、浅羽南小、浅羽北小学校区では20%以上減少すると推計しています。次に幼児教育・保育ニーズの状況ですが、女性の社会進出や共働き世帯の増加と保育の無償化に伴い、保育ニーズが年々高まっており、逆に幼稚園の利用ニーズは低下しています。幼稚園の対象年齢である3～5歳においては、令和6年度に保育所等の園児数が幼稚園等の園児数を上回り、令和7年度以降は保育園児が6割程度、幼稚園児が4割程度と見込んでいます。その中で公立幼稚園の状況については、8つある公立幼稚園の園児数は年々減少しており、令和5年度の園児数については、50人以上の園は袋井西の1園のみ、30～49人が5園、30人未満が浅羽西、浅羽北の2園となる見込みです。施設の状況につきましては、浅羽北幼稚園を除く、7幼稚園は築30年以上を経過しており老朽化が進んでいます。教育施設の個別施設計画では、20年以内に更新時期を迎える施設が3施設あることから、更新方針の検討が必要となってきます。個別施設計画では袋井東、袋井西が令和14年度に、今井幼稚園が令和20年度にそれぞれ更新となっています。幼児教育・保育の質の向上という点では、公立園の園児数が減少し、民間園の園児数が増加する中、幼児教育・保育の質の向上のため、令和2年度に袋井市幼児教育センター事業を開始し、すべての園に幼児教育アドバイザーによる訪問相談や研修会開催などの取組を進めてきましたが、民間園、公立園ともに、幼稚園や保育所等から小学校に円滑な接続し小1プロブレムを防ぐことや、医療的ケアや特別支援が必要な児童への対応など、取り組むべき課題は多く残っています。このような状況の中、今後の方向性について、幼児教育・保育の質の向上と公立園の役割として、幼小中一貫教育で課題となっている円滑な保幼小接続のためのカリキュラムの活用、医療的ケアや特別な支援が必要な児童への対応など、公立園が私立園のモデルとなる取組

みを積極的に実践していきます。公立園の適正規模、適正配置につきましては、先ほどの基本方針に基づき、1学級が適正人数になるよう3・4歳児、4・5歳児で合同保育を行うなど、人数の少ない年齢の場合は合同保育での対応や近隣園との合同保育も含めて一定人数を保てるよう努力や工夫をしていきます。今後ですが、1学年の最低人数10人を下回るような状況が継続すると見込まれる場合については、施設の老朽化の状況等も考慮しながら、こども園化、民営化、統廃合等、再編についての考え方を整理し、具体的な検討を行っていきます。以上が幼児教育・保育のあり方となります。

[質疑・意見]

●溝口委員

今後の人口見込みで、特に南の方、浅羽の人口が減っていくのはなんとなくわかります。これはこれでいいと思いますが、先ほどの案件で浅羽支所周辺の見直しで小さい子どもたちが集まる場所を作っていくということでしたが、その中で人口について全体的な説明はありましたが、浅羽地区についてはコメントがありませんでした。このような人口見込みについては考慮されているのですか。変に大きなものを作って無駄になってはいけないし、子どもの人数が多い方に振り分けるなどは特には考えていないですか。

●生涯学習課長

浅羽地区の人口が減るのであそびの杜がうまく機能しないのではということですか。

●溝口委員

人口が思ったより多く減って、施設が使われなくなるという考慮はいらぬですか。

●生涯学習課長

その点について、この施設は市内全域から人が来ることを想定していますので、十分な利用者はいると見込んでいます。市内だけでなく、魅力がある施設であれば市外からも利用者が来ますので、それによってさらににぎわいが生まれる、交流が生まれる、刺激が生まれる、そういった効果を期待していますので、十分に利用される施設であると考えています。

●溝口委員

そこをきっちりアピールしていかないと。遠いから行きづらいとかにならないようにその辺を考慮してほしいですね。

●教育部長

浅羽の連合会長さんとあそびの杜について話をさせていただきまして、その中で子どもの数が減って、人口が減っていくことに対する危機感があり、にぎわいを作っていないといけない、その一つとしてあそびの杜はできるだけ良いものを作ってもらいたい、との意見をいただきました。人口が減少しているからこそ、施設を作る、これが直接人口増につながっていく訳ではありませんが、にぎわいを作る役割を果たしていければと考えています。

報第121号 文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」袋井市の状況について

●学校教育課長

先日、文科省から発表がありました。本市の状況も踏まえて説明させていただきます。主に、暴力行為、いじめ、不登校の3つになっています。暴力につきましては、対教師暴力と器物損壊について、小学校で件数が増加しています。これは昨年度、特定の子どもが繰り返し行っていた、担任がその子の支援を行っていく中で起こしていたもので、件数が増えたものです。その他に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、不安やストレスを抱える児童が増えたことや、コロナへの対応が変わり、これまで控えていた児童生徒同士の関わり合いが増えたことによる対人トラブルも要因と考えられます。いじめの状況につきましては、本市では、いじめ防止対策推進法の理解が進み、小学校・中学校ともに認知件数が増加しています。ただし、中学校では、依然として、アンケート調査等の学校の取組による発見の割合が極端に少ないことや、その解消率も小学校と比べ低いことから、まだまだ生徒や教職員のいじめに関する理解が不十分であると考えています。被害者への行為が初期の段階でいじめとして認識されていないこと、いじめが長期化したり深刻化したりしてから、本人等の訴えで認知されていることがまだまだありますのでその点は気を付けていかないとはいけません。3つ目の不登校ですが、年度当初に報告をさせていただきましたので重複する内容となっております。小学校の不登校は前年度から0.29ポイント増加しています。昨年度に引き続き、大幅な増加になっており、特に深刻な課題としてとらえています。小学校の新規不登校者で特に多かったのは小学校6年生でした。不登校になったきっかけとしては、小学校では家庭における親子関係、それから本人の無気力・不安、中学校では本人の無気力・不安が大半を占めています。中学校の不登校は前年度から多少は減少している状況です。これは小中連携や教育心理検査 hyperQ-Uにおける未然防止に向けた取組の成果であると考えています。教育心理検査 hyperQ-Uにつきましては資料を添付してありますのでご覧いただければと思います。本市では幼少中一貫教育を進めており、その観点から小学校1年生と中学校3年生の状況の特出しさせていただきました。小学校1年生では、不登校は横ばいとなっています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症への不安等の理由で欠席しており、学校への不適應による不登校ではないことから、幼小連携の成果があがっていると考えております。中学校3年生につきましては減少傾向となり、通信制高校に進学する生徒の割合が急増しています。不登校生徒の進学先についても参考3にまとめましたのでご確認いただければと思います。最後に令和4年度の取り組みとして今進めていることとなります。これらの実践を通じて詳細な分析、振り返りを行い、次年度につなげていきたいと考えています。

[質疑・意見]

●大谷委員

進学先ですが、現状家から出ない、コロナの影響わかりませんが、定時制に行く子が減っている、通信制に行く子が増えているということで、家から出ない子が増えていることを懸念しているのですが、家を出ることは社会に出ることなので、令和2年度並みに定時制に行く子が増えるといいですね。

●教育長

進学先はその年は追っかけることができますが、次の年以降はわかりませんが、こういったデータを示して保護者への説明や先生の指導に役立てればと思います。

報第122号 大学との連携による市民文化活動推進事業の実施結果について

●生涯学習課長

1 ページ目の写真でございますが、大学との連携事業をこんな形で行っています。子どもたちを5, 6人のグループ分けをしましてワークショップ形式で実施をしています。事業の目的としては、子どもたちが文化に触れる機会を作ること、それにより想像力やコミュニケーション能力、異年齢交流を促進する、そんな目的で実施しています。そんなことから写真でお見せしましたようにいろいろな意見を出しながら作り上げていく、そんな体験をさせることを意識しています。今年度実施のワークショップにつきましては3つありまして、それぞれ静岡理工科大学、静岡文化芸術大学、東京芸術大学に委託し実施しました。いずれも貴重な経験の場ということで、創作意欲をフルに発揮できるよう、そんな仕掛けをしながら進めていただきました。来年度についても同じような体験の場を作れるように予算要求をしているところです。

[質疑・意見]

なし

報第123号 文化財保存活用地域計画の認定について

●生涯学習課長

本計画につきましては、7月末までに、市議会等で内容を確認いただき、最終案ができました。それ以降、文化庁に内容を確認していただきながら、関係省庁にも持ち回りで確認いただき、そんな作業が行われていました。11月末までに内容については概ね了解をいただき、12月あたりに文化庁に申請し、先週、12月16日（金）に文化庁に文化審議会・文化財分科会で認定する旨の答申があり、それを受けまして文化庁から本市に対し、認定したとの連絡がありました。今回認定された市町は18市町で、県内では本市と焼津市が認定されました。全国で96件、県内で6件が認定されたこととなります。今後の予定ですが、2月1日号広報ふくろいにて市民に周知しまして、3月12日に計画認定を記念したシンポジウムを月見の里学遊館を会場に行う予定です。現在も文化財の保存活用に取り組んでいる関係団体等がございますので、そういった方々にも参画いただきながら、これからの取り組みがイメージできるようなそんな内容としていきたいと考えています。

[質疑・意見]

なし

報第124号 令和4年度青空図書館の開催結果について

●袋井図書館

青空図書館は袋井図書館に隣接する高尾町公園を活用しまして、秋の過ごしやすい気候の中、人が集まる場所で本に親しむ機会を設け、図書館の新規利用者を獲得する目的で開催しました。11月26日（土）に行いました。本来は11月20日（日）のまち歩きイベントフクロイエキマチフェスタと同時開催の予定でしたが、雨天のため青空図書館のみ延期

し、単独での開催となりました。市内で活動する読み聞かせボランティアの4団体の代表者で構成します青空図書館実行委員会の主催で行いました。事業結果につきましては、来場者が約870人、来館者数は1,173人で通常の土曜日の500人増、貸出冊数につきましても2,079冊と通常の土曜日よりも600冊増となりました。内容としましては、ボランティアによる読み聞かせや個性診断に基づく絵本の紹介、ヨーヨー釣りや輪投げといったミニゲーム、ふれあい動物園などを行いました。次年度以降の展開としましては、今回、子ども向けのブースを中心に行うことで、多くの親子連れが参加し、子ども読書活動の推進につながったことや、新規利用者カード作成数や来館者数も多く、これまで図書館を利用したことのない方が来館する機会となったことから、来年度は浅羽図書館周辺での実施を検討したいと考えています。

[質疑・意見]

なし

報第125号 市税等収納強化月間の取組結果について

●おいしい給食課長

11月の1か月間を袋井市として滞納整理強化月間とし、全庁を挙げての滞納整理を行っています。教育委員会ではおいしい給食課が管理します給食費、すこやか子ども課で管理しています保育所保育料、幼稚園保育料、預かり保育料につきまして収納活動を強化しました。給食費につきましては、対象を10月末時点の現年度分給食費滞納者のうち今年度全く払っていない方、保護者の数で26人いらっしゃいますが、金額にしまして89万3,910円に対して行いました。具体的な内容ですが、文書による通知を全員に対して、電話による督促を10人の方に行いました。結果ですが、収入額7万8,082円で少額ではありましたが、こちらからアプローチしたことで保護者からの問い合わせもあり今後の収入見込みにつながっています。その他に記載させていただきましたが、未納者の中にはかなりの数で外国人世帯がおりまして、給食費の意味そのものを理解していない可能性も高いことを感じております。今後、学校教育課の通訳さんの協力のもと、連絡を取って引き続き収納活動を行っていきます。

●すこやか子ども課長

保育所保育料、幼稚園保育料及び預かり保育料の滞納整理ですが、対象件数は過年度分でありまして、43件、保育所保育料で32件、幼稚園保育料・預かり保育料が11件、金額で743万9,905円に対して行いました。取り組み内容としましては、催告書を発送した後、電話による督促を行いました。実績としましては、滞納整理件数としては納付が11件、納付約束が17件でした。滞納整理金額につきましては、保育所保育料、幼稚園保育料、預かり保育料合計ですが、81万4,800円で収納率は11%、1割程度でした。事業効果としましては、保育所保育料につきましては、現金納付がされないご家庭には児童手当からの充当を勧めています。今回の滞納整理では2月の児童手当から8世帯、33万円の充当を約束いただきました。幼稚園保育料・預かり保育料につきましては、在園児童のご家庭に園を通じて、通訳を通じて納付依頼を行い、2世帯から納付の約束をしてもらいました。今後の対応としましては、納付約束をしてくれた保護者の方からは期限までに

納付してもらうよう連絡を取ります。現年度分については毎年99%徴収していますので、今年度も翌年度に滞納繰越しないよう努めていきます。また児童手当からの充当も依頼をしていきます。

[質疑・意見]

なし

報第126号 袋井市立認定こども園歯科医の解嘱又は委嘱について

●すこやか子ども課長

この度、若草こども園の歯科医を委嘱していました田町にあります松浦歯科医院の松浦均さんから9月をもって閉院するとの申し出がありました。袋井歯科医師会から後任の選出をお願いしたところ、おはら豊沢歯科の小原先生が務めていただけるとの連絡がありましたので9月30日をもって松浦さんを解嘱し、10月1日付で小原医師に委嘱を行いました。任期は平成5年3月31日までとなっています。

[質疑・意見]

なし

報第127号 寄附品の受納について

●教育企画課長

今回2件の寄付がございました。1つ目は毎年いただいています、中学生のためのネット安全ガイドブックを財団法人日本公衆電話会東海統括支部様から1,000冊いただき、学校に配布させていただきました。また、遠州トラック様から5歳児にとということで防犯ブザー、バスの降ろし忘れ等の事案もありましたが、自らの身の安全を守るということで防犯ブザーを800個の寄附をいただきましたので、園に配ったところであります。

[質疑・意見]

なし

報第128号 保育園等における不適切保育の未然防止について

●すこやか子ども課長

12月1日に報道がありました裾野市の保育園における不適切な対応につきまして、保育現場において、袋井市でも同様のことが起こらないように、適切な教育・保育が行われるよう、6項目の取り組みを行っています。1つ目として、園児等への適切な対応について、すこやか子ども課では報道があった日に市内公立・私立園等50園に対し、適切な対応を行うよう通知を発出しました。その後、県からの通知を受けまして2回、再度の通知を発出し注意喚起を行いました。2つ目として幼児教育センターの園訪問による相談・支援につきましては、すこやか子ども課で実施している幼児教育センター事業におきまして、幼児教育アドバイザー、幼稚園長OBと中学校長OBが務めています。今回の事件を受けまして、通常、実施している特別支援や幼少接続の相談支援に加

えて、12月と1月を「不適切な対応防止啓発月間」として各園を訪問し、園の状況を聞き取りながら園長や保育士からの相談に応じ、それに対応した支援を行っています。袋井市においては人権を尊重しないかかわり、また脅迫的な言葉掛けや乱暴なかかわり、こういった発生事例はありませんが、防止の観点から1月までに全園を訪問し、支援を行います。3つ目として公立私立園長会における啓発です。年明け1月10日に定例の園長会、17日に私立の保育園長、こども園長会を開催し、その場で適切な保育の実施、園内研修の実施、ヒヤリハットの共有、不適切な行為は県や市に速やかに報告すること等について再度周知徹底します。またこの意識が薄れないよう毎年3回開催する園長会等において、繰り返し啓発していきます。4つ目として指導監査等の実施です。認可保育所、認定こども園及び幼稚園については県が指導監査を実施し、それ以外の定員19人以下の小規模保育施設について市が実施しています。市では1月30日から2月27日までに保育施設や経理の状況に加えて、不適切な保育防止対策に関する聞き取りを実施していきます。次に5つ目として公立・私立園の保育士等を対象とした研修の実施し、保育士等の資質と適切な対応への意識を高めていきます。この事件を受けて今日、県主催のオンライン研修会が実施されます。不適切な保育を未然に防止するための取組について、をテーマに常葉大学の西田教授が講師として行われます。こちらから各園に対し受講するよう投げ掛けています。最後、6番目として保育園ではありませんが、放課後児童クラブの支援員等を対象とした研修も実施していきます。園だけでなく、放課後児童クラブにおいても保育を行っています。21ありますクラブにおいても不適切な対応防止を図るため、12月6日と1月19日にクラブの支援員に対し、講師を迎えてあつてはならない行為やパワハラ防止について研修会を開催します。以上の取り組みにより不適切な保育の未然防止を図っていきます。

[質疑・意見]

なし

7 その他

(1) 連絡事項

ア 第19回袋井市子ども読書活動推進講演会

(2) 次回定例会等の予定について

令和4年度 第2回総合教育会議

令和5年1月19日(木) 午後1時30分 教育会館3階 ICT研修室

テーマ「袋井市の共生共育について」

1月教育委員会定例会

令和5年1月31日(火) 午後1時30分 教育会館3階 ICT研修室

8 閉会

(午後2時50分閉会)